

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その4）の制定及び
基準改正について（通知）

昭和60年4月5日薬発第373号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正
昭和62年9月12日薬発第782号

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準については、昭和50年11月26日薬発第1090号、昭和52年12月8日薬発第1416号及び昭和56年3月31日薬発第330号をもって通知したところであるが、今般別添1のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その4)を定めたので、下記1の事項に留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

なお、本基準の制定に伴い、下記2の品目について、従来の基準を別添2のとおり改正するとともに、従来の基準中の用語の一部を別添3のとおり改めたので併せてお知らせする。

記

- 1 昭和50年薬発第1090号の「記」の第1～7項は本基準についてもすべて適用されるものである。
- 2 改正品目
 - 四アルキル鉛及びこれを含有する製剤
 - 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤
 - 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
 - 鉛化合物
 - 無水クロム酸及びこれを含有する製剤